平成２１年（フ）第２１３４５号
北海道広尾郡広尾町紅葉通北２丁目３―12
債務者　伊勢　美香（旧姓寺谷）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３４９号
静岡県浜松市中区新津町50―５
債務者　今澤　美野
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３５０号
東京都練馬区豊玉上２丁目14―13―４―Ｂ
債務者　村田　　靖
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３５１号
東京都中野区野方２丁目31―５―204
債務者　安永　　梢（旧姓愛智）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３５２号
千葉県市川市妙典１丁目１―25―３
債務者　中村　誠一
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３５５号
東京都府中市朝日町２丁目11―７―101
債務者　廣瀬　庸江
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３５６号
群馬県高崎市下和田町１丁目２―６
債務者　福田　恵理
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３５８号
栃木県小山市西城南２丁目26―８　コスモスＣ―201
債務者　永島　　歩
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５３５号
神奈川県相模原市相南４丁目１番12号　セブアイランズマンション303
債務者　田口　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５４０号
神奈川県座間市入谷４丁目1877番地の43オークハイツ天台１―101号
債務者　知久　富美（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５６５号
神奈川県座間市新田宿15番地
債務者　本多　明夫
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５６６号
神奈川県相模原市大島11番地　県営大島団地14―402
債務者　山本　英司
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５７０号
神奈川県相模原市横山台２丁目７番24号
債務者　石井　信枝
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５７１号
神奈川県相模原市横山台２丁目７番24号
債務者　石井　　正
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５８４号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目12番205号　佐鳴台団地
債務者　神田　悦子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係